

仙台地方裁判所委員会（第11回）議事概要

1 開催日時

平成19年2月27日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

（委員） 阿部友康，阿部則之，阿部宮子，卯木 誠，長田洋子，
鈴木忠夫，中田和範，中村光伸，原 征明，森田直子
（50音順，敬称略）

（庶務） 北村総務課長，菅原総務課課長補佐，平塚総務課庶務係長
（委員以外の出席者）

籠谷刑事首席書記官，鹿内刑事次席書記官，菅原事務局長，
久保田事務局次長

4 議事等（■委員長，○委員，□委員以外の出席者，●説明者）

(1) 「裁判員制度全国フォーラム2007 in宮城」について

● 裁判員制度全国フォーラム2007 in宮城の開催結果報告

(2) 裁判員選任手続のイメージ案について

[ビデオ上映]

「聞いてみよう。裁判員に選ばれるまで」（裁判員制度全国フォーラム2007使用映像）上映

[事前説明]

● 裁判員選任手続のイメージ案について

[意見交換]

○ 選任の際のくじはどのような方法になるのか。

■ 恐らくコンピューターによる方法になると思われる。現在，法廷傍聴券の抽選の際に，パソコンを利用して抽選を行っているので，これと同じようなものになるのではないか。

○ この選任手続によると，一度裁判員になった人が同じ年に続けざまに当たる可能性があるのではないか。

また，裁判員がインフルエンザや怪我などで急に欠席することとなり，人数が足りなくなった場合はどうするのか。

○ 確かに続けて裁判員に選ばれる可能性はあるが，一度裁判員をやった人は，

二度目からは辞退ができることとなっている。

また、急に欠席する場合に備えて、あらかじめ補充員を選任しておき、欠員に充てるという手続がある。

- 学生や生徒については、その身分をもって辞退事由となるのか。20歳以上の大学院生などの中には裁判員としても有能な者がたくさんおり、一般的に辞退を認めてしまうと、重要な人材を失う恐れがある。
- 学生や生徒は辞退ができるということなので、辞退の申し出がない限りは、裁判員に選任されることとなる。
- 学生や生徒については、調査票の段階で年間を通じて辞退を認めるのではなく、個別の事件の呼出の際に辞退の意思を確かめた方がよいのではないか。
- 調査票で「学生」と記載しただけでは、呼出はストップしないであろう。学業専念のため忙しいので年間を通じて辞退を希望すると記載すれば、呼出は行わないことになると思われる。
- 呼出状が届く5、6週間前の時点では不明であったが、当日になって急用が生じたような場合、原則裁判所に出ていかなければならないようだが、そのような状況であれば、裁判所に出頭する暇などないのではないか。
- 理由を示さない不選任請求は裁判員候補者の面前では行わないとのことだが、裁判員から外れた場合、くじで外れたのか、理由を示さない不選任請求だったのかは本人がわかるのか。
- 本人にはわからないと思われる。
- 制度が実施されるまでに、実際の事件で裁判員裁判を試行する予定はないのか。
- 模擬裁判のような形では考えているが、実際の事件で裁判員裁判を行うのは、法が施行されていない段階では無理であろう。
- 先ほどのビデオでは調査票を送り返さなかった人もいるが、辞退事由などに該当しない人も必ず調査票や質問票を返送しないとイケないのか。
- 必ず返送するというにはなっていない。
- 最初に調査票や質問票だけを見た場合、自らの辞退事由を言えるのはこの機会に限られると誤解される恐れがある。最初の段階で、その後の選任手続の流れについてきちんと説明しておく必要があるのではないか。
- 調査票を送る段階で、そのような説明の文書等を入れた方がわかりやすいであろう。
- 不適格事由に該当するような個人情報、どのようにして集めるのか。
- 犯罪歴などは調査をすればわかるし、就職禁止事由については、身分証などを提出してもらえばわかるであろう。プライバシー上の問題があれば、もちろん裁判所でも留意することとなる。

- 精神疾患のある者が候補者に選ばれた場合はどうするのか。
- 心身の故障に該当し、欠格事由と判断することができよう。
- 前科がある者が候補者に選ばれた場合はどうするのか。
- 禁錮以上の前科がある場合は欠格事由となる。
- 事案によっては、非常に重要な判断が裁判員に任される場合がある。自白の信憑性や、犯行当時心身耗弱だったかどうかなどの判断は、非常に難しいと思われるため、公正な裁判を実現するためには、できるだけ客観的に証拠の判断ができる裁判員を選任してもらいたい。
- 取調べ状況を録画するというような話も出ているが、長期間拘束されたうえで自白を強要された場合、その自白部分の録画のみをもって判断されてしまい、冤罪事件を生んでしまう可能性もある。
- 裁判員が1人で裁判するわけではなく、あくまで合議体で判断するので、非常識と思われる意見がそのまま反映されるわけではないと思われる。
 - 選任手続の段階で、裁判員の適格性まで判断することは難しいであろうし、これは、評議の中で留意すべきことのように思われる。

今回のイメージ案ではなるべく国民に負担がかからないような制度という配慮がなされているが、これまで説明してきたところだけで足りるのか、もっと何か負担を軽くするようなアイデアがあれば伺いたい。
- 派遣社員が出頭する場合は、派遣先の会社と派遣元の会社のどちらに断わることとなるのか。
 - いずれにしても会社側の理解が必要不可欠であり、今のうちから会社側に対して十分に説明しておくことが必要であろう。
- 3日にしろ、社員が会社を抜けるのはなかなか難しく、マイナス反応の方が多いのではないか。本人に説明すると同時に、会社側に個別に協力を求めることも必要ではないか。上司に理解してもらえれば出頭しやすいと思われる。
 - 選任された場合、会社側に個別に協力を求めるというのは、制度上は難しいと思われる。6週間前に呼出を行うということは考えているが、それ以外にも例えば、呼出状の中に会社に説明する文書を同封することは考えられる。裁判所がもっと積極的に何かやった方がいいのではという御意見か。
- 個人も企業も、裁判所から送られる文書は重く捉える。個人が会社に対して言い出しにくいのであれば、何か文書があった方がうまくいくと思う。
- 実際に5週間前程度に呼出状が届けば出席できるというアンケート結果があるのであれば、それほど心配する必要もないのではないか。
- 裁判所としても、現在は、一般的な広報活動から離れて、企業側から意向を聞き、それに沿って対策を練っていく必要があると考えている。先ほどの派遣会社の場合も、派遣元の会社に理解してもらったうえで、代替の派遣社員を出

- してもらいたいと思う。
- フリーターなどの場合は、仕事を休むことによって、日当がもらえない以外に、雇用主の信頼も下げってしまうというデメリットがある。
 - フリーターなどが休むと、穴埋めで別のフリーターが入り、元の仕事に戻れなくなるリスクもある。
 - イメージ案では、選任手続で選ばれた裁判員は、その日の午後から審理に入ることとなるが、選任手続期日と公判の日を別にした方がいいという意見はないか。
 - 法律の専門家ではない一般人が、午前中に裁判員に選ばれて、午後から事件に立ち会うこととなるので、戸惑いも感じると思われる。
 - せっかく出頭するのであれば、午後を利用の方が合理的だと思う。
 - 最初から3日と言われていて、選任されなかった場合は1日で戻ってくるのもどうかと思う。
 - 会社側としては、代替要員を準備する分のコストはかかる。
 - 派遣社員などの場合は、1日で戻ってくるとあとの2日は働く場所がないと思われるが、その2日分の保障などは考慮されないことになるのか。
 - 診断書などを取るにしても費用がかかると思われるが、質問票等に資料の添付をすることについて抵抗はないか。
 - 介護が理由の場合は、口頭で告げるだけでいいのではないか。
 - 介護認定の書類などがあれば、それを出してもらえばよいと思われる。
 - 例え介護認定を受けていなくても、本人の言うことが信用できれば、辞退を認めることになるのではないか。
 - 現在、被害者からの閲覧謄写請求などの場合でも、それほど厳密に疎明資料は求めている。それで問題となるようなこともなかった。
 - そもそも裁判員制度の導入には抵抗を感じている人が多い。最初の段階で、あまり厳しくない形で辞退を受け入れてもらえるとうりやすいと思う。
 - 1件あたり50人呼ぶのであれば、多少緩く辞退を認めても大丈夫ではないか。
 - 宮城県の場合、1件当たりの候補者の呼出人数は50人程度でいいものか。もっと呼んでおかないと最後に残る人が少なくなってしまう恐れはないか。
 - 無条件でやりたくないという人が問題である。少なく考えていると失敗するかもしれない。最初は人数をあまり絞らず、様子を見ていった方がよいかも。この制度がうまくいくためには、証拠書類等についてあまりうるさく言わず、淡々と手続を進めていき、軌道修正していった方がよいのではないか。
 - 東北ではみんながやるのであれば自分もという意識が強いので、最初の1年

くらいが勝負ではないか。実際に裁判員をやってみて、やりがいがあったというような評判が流れてくれば積極的に参加してくれると思う。

- そういう感想を持ってくれるのは裁判員に選ばれた6人で、残りの人は1日呼び出されて何もなかったという感想を持つのもかもしれない。そちらが広まる方が心配である。
- 選任されなかった人に対しても日当を3日間分払うというのはどうか。
- 確かに遠くに住んでいる人などは、1日出頭するだけでもかなりの負担となる。
- 遠方に住んでいる人については、宿泊等の負担を考慮し、辞退事由が認められやすくなるのもかもしれない。
- 事件の内容はどの段階でわかるのか。
- 基本は選任手続期日の当日に分かることとなる。呼出の段階では事件名程度しか出ないと思うが、報道などで騒がれている事件であれば、見当がつくかもしれない。
- こういう内容の事件なら関わりたくないとか、この事件ならぜひやってみたいという意見もあるかもしれない。
- 質問手続については、全員を質問する方式と、6人が決まった段階で終わりにする方式が考えられる。また、その場合質問の順番をくじにするのか、先着順にするのかという問題もある。
- 断るつもりで来る人にとっては、先着順の方がよいと思う。
- 全員の質問が終わってから辞退の許否を判断するのであれば、先着順にこだわる必要はないかもしれない。
- 呼出状に番号が振ってあれば、事前に順番がある程度予測できていいと思う。ずっと缶詰状態で待つというのはちょっときつい。
- 呼出の時間帯をある程度分ける方がいいのか。
- 待つ方のみならず、質問する側もかなり大変ではないか。学生の面接をやっているとしても、3時間もやればくたくたになる。
- 基本的には、質問票である程度絞り込んで、30人くらいを呼び出すこととなろう。その程度でないと午前中に質問手続は終わらない。
- 積極的にやりたいという人に対しても質問手続を行うのか。
- 事件の関連事由等があるかもしれないので、行うこととなるであろう。
- 最後は必ずくじで選ばれるのか。裁判官、検察官、弁護人の3者がこの人でいいと言えれば決まるわけではないのか。
- 不選任請求を行った後、残った人は全てくじとなる。
- 選任手続の際に、農繁期以外に宮城県の産業における独自の注意点等はあるか。

- 宮城県の場合は、比較的牡蠣の収穫の時期が忙しいと思われる。
- 自分が裁判員になったということを公表してはいけないとあるが、学校では休講の際に学生に理由をはっきり告げる必要がある。このような場合は話してもいいのか。
- 学校に話して、学校側に対処してもらう方法もある。あるいは、公表ではなく、ある講座の学生に特定して話しているというふうに考えればよいのではないか。
- 辞退事由について、フォーラムでペットを飼っている場合はどうなるのかという質問があったが、こういう場合はどう考えたらよいか。
- 少子化の時代、ペットがかけがえのない存在になっているという場合も確かにあるかもしれない。しかし、一般的に言って、そのような場合は認められないと言い切っても構わないのではないか。
- 裁判員制度が始まると裁判所に一般市民の出入りが多くなる。長い時間拘束される人も出てくるため、裁判所内に軽食を取れるサロンのような、休息をとることができる場所の設置は検討していないのか。
- 地下に食堂や喫茶はあるが、当事者と顔を合わせてしまう可能性がある。現在は、評議室の中にソファ等を設置して休んでもらうことを考えている。
- 休憩の時間中に裁判員同志で裁判の話をする事は許されるのか。
- 裁判員同志で結託したりするのでなければ、問題はない。
- 初対面の人と話し合うということ自体なかなかできることではないし、裁判員はかなり疲れられると思われる。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成19年7月4日(水)午後1時30分
- (2) 場 所 未定
- (3) テー マ 「裁判員の模擬選任手続及び意見交換」